

(別紙)

38企庁第 144号

昭和38年2月18日

全国中小企業団体中央会  
会長 藤原 楠之助 殿

道商産業事務次官 松尾 金蔵

政治的中立の保持について(通達)

貴団体の運営にあつては貴団体の構成員である商工組合、協同組合に関し中小企業団体の組織に関する法律第七条第三項及び中小企業等協同組合法第五条第三項に「組合は、特定の政党のために利用してはならない」と規定されていることにかんがみ、今後とも法の趣旨を十分に尊重して慎重かつ万全の配慮を払うとともに傘下各団体に対しその周知徹底を図られるよう特に要望します。